

# 障がい者を理由とする差別に関する意見集約

---

2015年（平成27年）3月

藤沢市障がい者総合支援協議会

## はじめに

2007年、日本は前年の国連総会で採択された『障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）』に署名し、以降、条約締結に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に『障害者権利条約』を批准するに至りました。『障害を理由とする差別を解消する法律（通称：障害者差別解消法）』も、障害者権利条約に深く関係する法律として、2013年6月に成立し、2016年4月施行予定となっております。

藤沢市障がい者総合支援協議会では、『障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する』という、障害者差別解消法の目的に寄与する取り組みとして、アンケート等による現況把握を行いました。これは当事者や関係機関等、様々な立場の方で構成している協議会の機能を活かし、委員の積極的なご理解とご協力により実現したものです。また、作業を進める上で大切にされたことは、当事者をはじめ一人でも多くの方に、それぞれの立場で、体験、実感されている意見を寄せていただく事と、寄せていただいた一つひとつの意見を、尊重することです。結果、貴重なご意見を集約できたことにより、大変価値のある成果物になったと感じております。

つきましては、この意見集約が、障がいを理由とする差別の解消に向けた一助となり、もって共生社会の実現につながるよう、委員一同、心から願っております。

藤沢市障がい者総合支援協議会  
代表 小川 陽

### 障がいを理由とする差別に関する意見集約

#### 1. 障がいを理由とする差別に関するアンケートの実施結果・・・・・・・・・・ 2ページ

対象者：藤沢市障がい者総合支援協議会委員、選出母体(当事者・家族団体等を含む)の  
関係者、及び障がい福祉に携わる方を対象に実施

実施期間：平成26年6月25日から平成26年8月末日まで

実施結果：2ページ以降に掲載

#### 2. 藤沢市障がい者総合支援協議会で出された意見・・・・・・・・・・ 24ページ

※平成26年9月24日に開催された、第3回藤沢市障がい者総合支援協議会において、  
各委員から出された、障がいを理由とする差別に関する意見

#### 3. 藤沢市障がい者総合支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・ 26ページ

## 1. 障がい者を理由とする差別に関するアンケートの実施結果

① 障がい者を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思われますか。
<b>【 行政 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予算の面では、不十分なニーズの掘り起こしと予算策定のアンバランス、不的確な補助金、助成金の企画、執行等。</li><li>・ 方略は、障がい者に役立つもの(資源)を皆で協力し、働きかけ築いていくもの。もし方略に制限、努力不足、障壁を放置する慣習、さらに縦割り行政の弊害、協働のしくみが無い、推進体制の不備、制度の使いづらさや差別内容を含む法律等があるならば、これらすべて 障がい者を理由とした差別とは無縁ではない。</li><li>・ 障がい者がいない家族と異なる過重な負担(健康、高齢化の問題)、老障介護の苦難(二重三重の困難さへの無理解、無対策)。</li><li>・ 後見的な支援の不足、地域サポート体制づくりの遅れ。</li><li>・ 市民が障がいについて学ぶ機会が少ないこと。</li></ul>
「事例」
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 赤ちゃん教室の参加に当たり、用意されていた保育を申し込んだが、障がい者を理由に断られ、結局参加を諦めざるを得なかった。</li><li>・ 子どもが参加できるキャンプに申し込みを行ったが、障がい者を理由に断られた。大丈夫ですから、と説明しましたが、中々聞き入れてもらえなかった。参加した後、わざわざお電話を下さって「何だ、大丈夫じゃないですか」と言われた。</li><li>・ 保育園に出向いた時には、現場の職員にいろいろな理由を説明された。後に、それらが嘘の説明だった事が判明し、市から謝罪を受けた。</li><li>・ オムツ利用者は、プールの利用を拒否される。また、プールサイドへの入場も禁止され、兄弟をプールに連れて行くことが出来なかった。</li></ul>
<b>【 制度 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 優生保護法が定められた時から障がい者とその母親への差別は続いている。障がい児者の差別は国などの法律や制度から生じている。</li><li>・ 障がい者が65歳以上になると、介護保険が優先になり当事者の意向が無視される。</li><li>・ 制度的環境面では、後見人制度の利用のしづらさ等。</li><li>・ 成年後見制度。</li><li>・ 意思疎通が難しいという人も多いが、手帳が免罪符となり、所持する障がい者を優先せざるを得ないこと。</li><li>・ 精神障がい、または認知症と成年後見・補佐・補助の適用の方法・評価。</li></ul>
「事例」
<b>【 福祉サービス(支援者) 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 漠然としているが、その程度・状況によってサービスが違うこと。</li><li>・ 人的環境の面では、支援員、世話人、相談員、看護師等の人員不足、常勤と非常勤職の比率や配置バランス悪さ。</li></ul>

- ・物的環境の面では、入所施設等でウォシュレット便器の不整備、事業所等での常備品や支援品の不足による不便さ等。
- ・機会の面では、障がいのない人との交流が少ない、余暇支援のサポート体制の無さ等。
- ・事前にその日の予定が分からないと混乱する人に、分かるように予定を知らせてもらえないことが多い。予定が分からないために本人が動けなかったり、予定を勘違いしてパニックになったりした時に、支援の足りなさに考えが至らず原因の究明、支援の改善がされないことが多い。
- ・本人から何らかの意思（分かりにくいコミュニケーションであったとしても）が出ていても、本人の気持ちを考える以前に、支援者や事業所サイドの都合が良いように解釈して、本人の意思に寄り添う判断をしてもらえない。
- ・障がい特性に配慮しない不適切な支援が、行動障がいを引き起こす。
- ・日々の活動の中で、本人から不満や苦痛のサインが出ていても、気づかない。あるいは気づいても支援者が改善の方策を持っていないため、結局不登校や引きこもりになってしまう例が後を絶たない。
- ・行動援護を行える事業所、職員、ヘルパーが少ないため、外出自体ができない。
- ・学校や就労先等の行事や作業に自力又は親の強制参加を求めできない場合に利用拒否する事。
- ・人間関係の調整が必要な者にその支援を行なわない・体制をとらないこと。
- ・本人の意向ではなく多数決での判断。
- ・その人が利用したい福祉サービスが利用できないこと。
- ・障がい者施設（特に入所施設）では、扱いやすく手のかからない障がい者が有利だが、その結果、家庭内に、よりケアの大変な障がい者が取り残され、家族の負担の軽減に繋がらない。施設側の事情もあると思うが、一種の障がい者間差別ではないかと考える。
- ・知的との重複障がいで、動ける人や重心ではない人への福祉が未対応。
- ・工夫や配慮によって障がい者自身が行うことが可能な場面でも、その配慮が無く不可能と決めつけられ、効率優先になり、本人の意欲をそいでしまう職員の対応。
- ・入所施設でコミュニケーションの困難な障がい者には選択肢がない。（行ってみたい、やってみたい、楽しみたい、食べたい…いろいろな思い）
- ・家庭で虐待を受けたが、受けた側が望んでいない保護を名目で施設での生活を送ること。
- ・施設の支援の現場では、支援者の先回りや効率的な支援を意識する余りに、本人のチャレンジによる、失敗する可能性を奪っているのではないかと。
- ・障がい者本人に意思確認をせず、事業者が家族とだけでサービスの利用を決める。

#### 「事例」

- ・行動障がいがあり手がかかる人と判断されると、希望しても福祉サービス利用契約をしてもらえない場合がある。
- ・クリスマス会や運動会など、「大音響が苦痛」とか、「始まりや終わり、自分の出番が分からず混乱」などの理由により参加できないのに、不参加の選択をしたかのごとく扱われている。（適切な支援があれば参加できる）
- ・通所できなくなった時、「他の事業所なら行けるかもしれない」と、利用を婉曲に取りやめるように勧められた事例の報告がある。
- ・通所施設で「明日は雨だから〇〇さんはお休みですよ？」と勝手に決められた。（雨で休んだことはありませんでしたが）
- ・事業所の職員が「障がい者年金（掛け金免除）はいいな」と当事者たちの前で言った。

#### 【 医療 】

- ・医療現場では障がいに対する理解が乏しい。
- ・医療現場において知的障がい者に対し、検査方法等の分かりやすい説明がない。
- ・避妊治療の強要。

- ・説明が無いまま治療される。
- ・医療ケアがあることで制限される福祉サービスが多い。
- ・障がいによる診療の拒否。(正当な理由が無い場合に限る)
- ・医療従事者の理解不足。(不快に思うほどの看護師の接し方の悪さと援助技術の未熟さ、限定的な対応)
- ・障がい者の長期入所・長期入院←障がい者の権利条約第 19 条に抵触
- ・精神疾患があるだけで、内科的受診を拒否する。
- ・医学の業界で知的障がいを「精神遅滞」と表現していること。
- ・医師の立場から考えると、治療の際に十分に患者さんの理解が得られない方は、2次医療機関や3次医療機関にご紹介せざるを得ない事があるが、患者さんからは、差別やたらい回し等と受け止められることがある。
- ・出産時の差別。
- ・病院に入院させない。
- ・知的障がい者の一般疾病のための入院が、一般病院でできないことがある。
- ・出生前診断。
- ・病院において精神科・神経科・神経内科などに分かれていることは、患者側のとってわかりにくく、区別に当たるかも知れないが、障がい差別の範囲内と思う。

#### 「事例」

- ・プール教室に参加するために眼科を耳鼻科の医師による証明書が必要だったため病院に行ったが、障がいを理由に受診を断られた。
- ・入院中、個室を強要された。
- ・一般患者と見なさない病院の入院等の対応。(知的障がいがあることの理由で断られる、転院を進められる、早期退院を迫られる、24 時間の介護を条件とした受け入れ等) (事業所の合理的配慮の不提供も含む)
- ・通院時の待ち時間への配慮(知的障がい者の待てない、落ち着かない等の特性に対し配慮の無さ、他の人に迷惑なので外(冷暖房がないところ)で待って《看護師の発言》、予約制なのに1時間以上待つ、付き添いが2人必要となる等)
- ・病院の例(合理的配慮を欠いた事例として)自閉症スペクトラム障がいの児童が、医者から「しっかり押さえていて」の指示が、極端な恐怖感につながった。知的障がい児が動かないように抑えつけられた体験から体に触れられることに拒否反応を示すようになった。
- ・体の状態で気になることを伝えても「こういう人は仕方がないよね」で片づけられる。(病院)
- ・主治医の紹介で別の病院を受診したところ、ドクターから「入院の際に有利だと思ってカルテを作りに来たのか？」と言われた。
- ・病院のドクターや看護師は、障がい者の背景に日々の生活があることを想像しないでケアの方針を決めることがある。「栄養注入を24時間連続で落としましょう」と言われ、「それでは外出や活動に差し障りがあるので、他の方法はありますか？」と問うと、「えっ？どこかへ出かけるの？」と驚かれた。
- ・生後3か月、吸綴の弱い子(当時経鼻経管栄養を併用)のために、必死であごのマッサージとおしゃぶりを使用したトレーニングでミルクが飲めるようになった。また、リラックス効果もあったため、点滴時、強い緊張で血液の逆流が起きた子どもにおしゃぶりを使用していると、ベテランの看護師さんが駆け寄り「お母さん、それ手抜きよ！」と諷められた。その背景を聞いては貰えず、悔しい思いをした。
- ・病院の内視鏡室で胃瘻交換をしているが、問診は中待合室で看護師がし、付添は室内に入れないため、施術する医師(消化器内科)と直接会って話をする機会がない。本人はコミュニケーションが困難なため、どのような状況であったのか全くわからない。看護師にそのことを問うと、「ここでは主治医(神経内科医)から依頼を受けて施術をするだけです」と説明された。

- ・知的障がい者や、精神障がい者が一般の病院を受診する際、第三者の同行を条件付けされ、本人の説明は除き、同行者との会話で診察すませる医師が多い。

## 【 教育 】

- ・教育現場での支援級の生徒に対する配慮がない。(机を用意しない等)
- ・学校での保護者の帯同を強要される。
- ・地域の行事や学校に行かれない。
- ・入園が断られる(保育園など)
- ・受験で配慮されない。
- ・自閉症特有の「学習スタイル(育ち)」を持っているが、「学習スタイル」に合わせた発達支援(教育)が行われていない。その為にコミュニケーションスキル、ソーシャルスキルを身につけることができず困難を抱えた大人になってしまう場合が多い。
- ・養護学校など特別支援教育現場においては視覚支援等が定着してきているが、形だけのものになっているケースも多い。本人の理解に合わないものであっても、教員からは、『支援をしている』と言われてしまう。
- ・思春期の生徒に対する関わり方で、発語のある生徒に対しては、声だけの指示や努力を強いる不適切な言葉かけが多い。一方、重度の生徒に対しては、少しの支援があれば自立的に行動できる生活場面で(支援を怠り)全面介助をする。又は、本人の意思確認をせずに不必要な場面での、手繋ぎ・待機・放置などをされるケースもある。
- ・小中学校の授業の中で配慮しなくても良い状況で、特別扱いすることで、(安全面や能力面から、危険だろう、難しいだろう、出来ないだろう…と教師等が学校行事や授業・実習等において、カリキュラムに制限を掛けてしまう)他の子と同じ授業が受けられない。
- ・最近では表立った差別は減ってきていると思われるが、なかなか実際に障がいの方と同じ目線や立場で接することができない。特別ではなく、普通に一人の人間としてかかわる大切さを子どもが小さいうちから学ぶべき。
- ・就学先の選定(障がいの状態によって通学できるところが限られている)

## 「事例」

- ・小、中学校で普通級の学級編成が、特別支援学級の児童、生徒の人数を加えず学級数を決定していること。
- ・学校に行きたいのに車いすだから断られた。
- ・給食用エレベーターはあっても、肢体不自由児が利用できるエレベーターの設置が無く、他の手立ても講じられないため、結果的に肢体不自由児が交流級へ行く機会を阻まれている。
- ・養護学校(市外)では、昨今、看護師常駐で医療的ケアにも対応できるようになってきているが、校外学習に関しては親の同行が求められ、仕事、幼い兄弟の世話等で同行できなければ、障がいのある生徒が元気で参加できる状態にあっても参加できない。送迎に関しても同様。親の体調不良時、子どもも学校を欠席せざるを得ない。
- ・学校(普通級)で、皆と別のプログラム(障がい程度に合わせたものではない)を強制されたり、配慮無かったり、皆と同じには出来ないことを「やれ」と強制されたことがあった。自分の判断で決めたい。
- ・養護学校見学时、担当の教諭から肢体の養護学校へ行くように言われた。
- ・小学校入学について11か月前から就学相談を受けて普通級へ入学することが決まったが、入学時に校長先生から付き添いをするように言われた。1年生時の5月くらいまで、と言われたが、実際には3年生の5月まで続いた。
- ・小学校で毎年低層階に希望したが、対応して貰ったことがなかった。

- ・小学校 2 年生の時に、「息子のせいで授業が遅れている」「板書に時間が掛かるので皆が迷惑をしている」「付添いの親がクラスの子どもたちに勝手に答えを教えるのは困る」などの事実無根の噂を流していたことが発覚。教頭先生は最後には「すみません、あの先生の方が年上なので、何も言えないのです。」と言われた。
- ・小学校 4 年生の時の林間学校に、担任から親の付き添いを依頼されたと言われた。高学年の男子なので、と断ると、ではヘルパーを雇ってくれと言われた。「とにかく手がかかるから」「危ないから」「他の子たちの面倒を見なければならないので」という説明だった。仕方なく事業所へヘルパーの相談に行ったところ、「そんな事は学校が何とかする事で、親に依頼することではない」と励まして下さいましたが、実際途方に暮れた。キャンプには別団体の行事で既に 2 回も行ってた親としては心配ないと判断していたので担任に説明したが、とっても嫌な顔をされた。
- ・小学校の体育プール授業で、学校からヘルパー事業所へ依頼を出してくれたが、「授業中に教師たちは何もせず、ヘルパー任せで障がい児に対する授業内容が酷すぎる」と、ヘルパーさんが辞退するほど怒らせてしまった。
- ・小学校 5 年生の時、クラスメイトと授業中に言い争いになった際に注意され、席に戻ろうとした息子は転んでしまった。激昂した担任は息子が転んだまま片腕をつかみ、教室内を引きずり、廊下へひっぱり出した。教室のドアの角に頭をぶつけ、頭に裂傷を受けた。翌日からクラス内の子ども達にその時の様子を聞き取りしてみたところ、息子は相手の子にからかわれていただけで、相手の子は注意を受けず、息子に落ち度がなかった事が判明。けがについて、担任は「触ってもいい」と言い続けた。後に、教育委員会からけがをさせた事実を把握した事と謝罪を受けた。担任がなぜ激昂したかについては、息子に関する間違っただけの先入観によるものだった。
- ・中学校の林間教室でカヌー体験を希望したら、「危ないから」と却下された。今までに 3 度も体験している事を説明しても、中々聞き入れてもらえず、「カヌーがひっくり返った場合に自力で起き上がれますか？」と無理な条件を突き付けられた。救命胴衣を着衣する事、健常の子にも自力で起き上がらせる事などさせない事実を説明してやっと承諾を得た。この為にわざわざ勤務後に学校へ何度も出向き、話し合いをしなくてはならなかった。
- ・中学校で息子が担任や教科の教師たちにイジメを受けている事を訴えたが、聞いてもらえなかった。反対に、放課後に教師を追いかける息子に「うるさい！」と怒鳴りつけていたのを、ヘルパーさんたちから教えてもらった。
- ・担任や学校はいじめを放置し、息子にケガを負わせたりして、精神的に追い詰めた。親には、「息子が悪い」と常に言い続けた。
- ・例えテストで良い点を取っても、成績表に反映される事が無かった。理由を聞いたところ、授業中に手遊びをしていたから、と言われた。納得がいかなかった。
- ・息子が口をきくのにも大変な状況なので、毎年度初めに説明し、医師の見立てや診察状況、知能テストの結果や、訓練やカウンセリングの状況などは学校へすべて提示してきたが、学校側と親との話し合いの場でそれらの資料は一切活用される事が無かった。小学校から、中学校への指導や本人情報の申し送りについても、活用されることなく、放置。障がい児に対して、配慮が欠けていた。
- ・中学校の体育の授業で、息子だけ授業内容とは全く関係のない事をさせられた。
- ・高校では息子に話しかけることを一切せず、健常生徒と同じことをするように仕向ける教師がいて、大変困った。
- ・高校を探している時に、「身体障がいの生徒は入学した事がない。養護学校へ行った方が良い」と、高校の校長から一方的に言われた。
- ・高校でイジメ被害を受けた事に対して、学校側は何も対処しなかった。
- ・フリースクールに通っていた時に、「身体が不自由だと、ケガをしないかこちらが怖い」と校長から一方的に言われた。



## 【 子育て 】

- ・直接子どもへの差別ではないかもしれないが、子どもに障がいがあると様々なサービス等が利用できないため、保護者（特に母親）の就労が制限される。
- ・障がいのある子どもの母親は、子どもの面倒を見ることに専念し、働くべきではないという差別がある。
- ・あの子は障がいある子だから、遊んではいけないという差別がある。

### 「事例」

- ・地域の学童保育に「障がいがあり自立していない」ことを理由に入所拒否された。身の回りの事や歩行はゆっくりだが出来、コミュニケーションも大方可能にもかかわらず。
- ・障がい児を見て「この子どうしたの？」と聞く小さい子どもの母親が、「見ちゃダメ！話しちゃダメ！」と言うこと。私たちは聞いて欲しいし、正しく説明して欲しい。（複）
- ・「お母さん働いてないの？年金や手当とか貰えるからいいわね。」と言われた。
- ・幼少時、動けない子供に対して「動き回らなくていいじゃない！」と言われた。
- ・親世代の障がい児観が古く、近所の手前、同居を拒否された。
- ・子の成人に対して「何がめでたいのか」と問われた。
- ・七五三の写真を地方の親戚に送ったところ、「もう送らないで欲しい」と言われた。
- ・雨の日に障がいの子を連れてタクシーに乗ったところ「こんな日に連れ出すことはない」と到着まで嫌味を言われ続けた。（養護学校の卒業式の日でした）
- ・幼稚園を探している時に、障がい児受け入れをしている幼稚園で、他の障がい児を指差しながら「せめて、この子くらい動けないと」と言われた。
- ・幼稚園を探していた時に、電話で障がいがあると言うだけで断られた。実際に会って息子を見てくれる幼稚園は、その時の在住市内には皆無であった。

## 【 就労 】

- ・就労の可能性を高めることを支援せず福祉的就労を続けること。
- ・就職の制限や退職を迫られる。
- ・障がい者の就職が難しいこと。
- ・雇用・採用の拒否と昇進・降格等の差があること。
- ・出来ない仕事を任せる。
- ・職場での理解がないため転職を繰り返す。
- ・面接で障がい名を言えない。
- ・障がい者枠で就労している人に、衛生的な理由から髪の毛を切ることを強制する。
- ・雇用主の無理解。（障がいの程度に関わらず有無を判断される）
- ・知的障がい者の働き場が少ない。
- ・採用の際、発達障がい者のみ、身体障がい者のみと限られること。（公にはしないが）
- ・必要な通院を行うための休暇が認められない、もしくはその取得のための不利な扱いを受けること。
- ・障がいの状態に合わせた業務内容の調整や勤務時間の調整がなされないために、本来の能力が発揮できず、昇進等で不利益を受ける。
- ・「若いし働け！さぼるな」等の暴言。

### 「事例」

- ・障がい者雇用の企業において（合理的配慮を欠いた事例として）一般社員との賃金額の比較によるトラブル。（どうしてこんなに貰っているのかと）



- ・就職活動で「人とのコミュニケーションが豊かにできる人」という採用基準の壁で作業能力があっても就労できない人がいる。
- ・障がい者が働いているにも関わらず、従業員入口の階段に手すりがつけられていない。
- ・某市役所の清掃業者で勤務していたが、入札により別業者が落札、後任企業が知的障がい者の面倒を見られないと退職に追い込まれた。

## 【 情報 】

- ・障がい者権利条約の批准や障がい者虐待防止法・障がい者差別解消法などについて、マスコミなどでほとんど取り上げられない。
- ・知る権利・情報が得られない状況。(適切な情報伝達方法によって届けられていない状況)
- ・本人が理解できるコミュニケーション手段を模索せず、相手が理解しないまま一方的に説明義務を果たしたとすること。
- ・障がいが見えにくいとことで、保護やサービスを受けている必要が伝わりづらく権利を否定される。
- ・情報を得ることが限られている環境があること
- ・障がいのある方が選挙に参加をする際、判断する情報が分かりやすくなっていない状況があることや、投票時に周囲の理解が求められない場合があること。

## 「事例」

## 【 生活（一般の店舗・環境など） 】

- ・邦画や映像中継に字幕が無く、聴覚障がい者が理解できない。
- ・画像のみのホームページは読み上げソフトが機能しないので理解できない。
- ・講演などで手話通訳がついても要約筆記がついていない。
- ・ユニバーサルデザインを無視した設計等。
- ・行動の制限。
- ・場所、スペースの制限。
- ・社会的障壁からくる差別には、理解不足に加え、資源不足と方略の無さ。「○○○があれば△△△できる」という考え方を様々な角度から取り入れ、「○○○があるのに▽▽▽をしない」という合理的配慮の不提供にならない努力こそが、障がいを理由とする差別を無くすこと。
- ・障がいのない人たちとの平等な機会や生活等を保障するために必要な福祉資源〈人、物、場所、機会、支援計画、教材、予算 等々〉の不足は、本人の参加や活動が制限され障壁が高いことを意味する。
- ・障がいがない者に合わせた環境に無理矢理適応させようとする事
- ・建物や設備等の利用について、障がいを理由に拒否すること。
- ・身体障がいをもった人に対しての配慮を欠いた街づくり。
- ・体の大きい人が使用できるオムツ交換用ベッドが設置されていないため、外出が大変不便である。(市内公共施設、病院、大型ショッピングセンター、公園やレジャー施設等)
- ・車椅子利用故の行動制限(狭い店内、電車、バス、自動販売機、段差、エレベーターのない階上の店、トイレ、試着室等) 宿泊施設では特に困ることが多い。
- ・歩道が狭く、障がい者と一緒に歩くことが困難。
- ・飲食店などにおける盲導犬の进店拒否を等不適切な対応。
- ・ハンセン病患者に対する大衆浴場の入浴拒否やホテル・旅館の宿泊拒否等の不適切な対応。
- ・日中活動が休みの時は、楽しみがなく部屋で何もしないで過ごす。

- ・経済面の自立ができない。
- ・歩道の車いすが通るところが坂道のように急になっていて平らでないと危ない。
- ・障がい（特に精神障がい）のために不動産屋で部屋を貸すことを拒否される。本人に相談なく退去を申し渡される。
- ・地域の店舗や公共機関を利用できないために社会参加の機会が制限される。
- ・市民グループ活動等への参加が理由もなく制限される。（なにかあった時に責任がとれない等）
- ・バリアフリー化されているが、移動距離が長く時間がかかる。
- ・日常生活上や、就労上、対人関係上において障がいを理由に選択肢を与えないこと。
- ・障がい者でも使用できるように配慮された製品などは、導入費用が高価であり、選択の余地も充分ではないこと。
- ・障がいを理由に権利をはく奪されること。例えば、学校やその他の場で、皆とは違うプログラムを強制されること。
- ・バリアフリーでない施設は、車いすでは利用できなくてもしかたないという差別がある。
- ・コミュニケーションが減る。（筆談、大声を出す、補聴器、文字盤などの手段が十分に対策されていないとコミュニケーション量が減る）
- ・補助犬法が施行されているに、盲導犬と生活を共にする視覚障がい者が現在でも盲導犬との入店を拒否されること
- ・障がい者のひとり立ちできる環境・住宅が整備されていないこと。

#### 「事例」

- ・付き添い人がいるのに、旅行ツアーへの参加を拒否される。
- ・車いすでエレベーターに乗ろうとしても、満員で譲ってもらえない。
- ・自動販売機の投入口が高くてコインを入れられない。
- ・不動産屋でアパート入居拒否。
- ・宿泊の利用を断られる。
- ・店舗の例（合理的配慮を欠いた事例として）500円玉を出し買い物する知的障がい者に金銭の不足を生じた時、商品を取りあげ対応に苦慮する店員
- ・体育施設利用時（合理的配慮を欠いた事例として）泳ぎの好きな自閉症の子が、プールの休憩時間が終わってすぐに（開始の笛の前）プールに飛び込んだため 監視員に強く叱責され、これ以降何処のプールにも行かなくなった。
- ・障がいを理由にアパートが決まらなかった。
- ・車いすの方とお店に入った時、そのお店が狭かった時などに嫌な顔をされる。
- ・点字ブロックの上に物が置かれてしまっている時。
- ・ヘルパーと一緒にレストランに入った時、ヘルパーが食事をしない場合には入店できないと言われてしまった時。
- ・車いす使用の児童が地域の小学校へ交流及び共同学習で行った時、体育館など別棟への移動の際、スロープ、エレベーター等の設備はあったが、小さい段差が多く、移動に手間取り授業に遅れてしまった。
- ・屋外の施設に洋式トイレがなく、施設の利用が出来なかった。
- ・引っ越しを決め物件探しをするが、不動産側あるいは、オーナー側から精神障がいがあるという理由で断られてしまう。
- ・街のクリニックは、車いすのままでは利用しにくい。狭い、段差があり土足対応ではない、近くに駐車場が無い。
- ・障がい者用駐車スペースに必要な人が駐車する等の行動。
- ・混雑するトイレで車椅子の人がいるにも拘らず障がい者用トイレを譲ろうとしない。
- ・混雑した店内（床屋）で、大人しく座ることが出来ず頭を動かしていた子に「こういう子は連れて来ないで欲しい」と言われた。

- ・電車の車両基地見学に申し込みを電話でした際に、「車いすで大丈夫ですか？」と質問した所、他の子どもたちと同じメニューに参加したいので、歩けるので車いすは入り口で預かって下さい」と言ったが、頑なに別メニューを勧められた。何度説明しても埒が明かず、後日「では、自宅から車椅子なしで行きますから」と言って、やっと希望が通った。参加してみたところ、親だけの介助で車椅子でも充分大丈夫なメニューだった。なぜ、ダメだったのか理由を聞いてみたが、鉄道会社からは「イベント会社にまかせている」と説明された。
- ・車いす使用者が居るアパートで、一般道との段差があり、スロープを設けていない。
- ・レストラン等で車いす利用者であるために、店内ではなく、テラス席に案内された。
- ・外出先で、健常者が身体障がい者マークのある駐車場やトイレを使用されて、トイレを待たされたり、駐車場が使えなかったりする。
- ・点字ブロックの上に荷物が置かれていたり、自転車が止められていたりして、視覚障がい者が通行しにくく、ぶつかってけがをしてしまった。
- ・介助犬を連れてきているため、飲食店の入店を拒否された。
- ・目の見えない方が歩いている進路を妨げる。
- ・代表する観光地であっても、車椅子使用者が行けないところがある。またその説明も「車椅子は無理です。」と冷たい対応に感じた。さらに、「車椅子から降ろして抱えて連れて行きます。」との親の申し出に、「車椅子を預かれないから持って行って」と言われ、結局諦めた。
- ・障がいを理由に、スパ、ホテルの利用を拒否された。

## 【 交通 】

- ・公共の交通機関を利用する時、嫌そうな対応をされた時。(乗務員及び乗客にも)
- ・電車の中で乗客から「うるさいなあ」「車椅子、場所取るんだよ」と言われた。

## 「事例」

- ・交通機関において周りの人たちの言動と視線（大きな声を出す知的障がい児に「迷惑だ」「連れてくるなよ」の小声と失笑。
- ・タクシーなどの乗車拒否。
- ・交通機関を利用時の例（合理的配慮を欠いた事例として）自動改札でパスモのタッチミスまた誤差動等があった時、駅員の対応が上手く取れなかった。
- ・バスに乗る時に車椅子だとわかると、運転手から舌打ちされた。
- ・駅のみどりの窓口で（長距離/特急）乗車券購入の際、車椅子のサポートの確認をしないと発券できないと言われ、結果的に希望する駅でのサポートが受けられないため別の駅からの乗車になった。乗車券発券までに1時間以上を要した。

## 【 偏見・無理解 】

- ・成人の人を子ども扱いする行為。(安易な君、ちゃん付けによる呼称等)
- ・健常者が出来るのに、障がいがあるから出来ないとされている全てのもの。
- ・障がい者を集めて行う慰安的な行事・・・ふれあいステージなど
- ・障がいを持っているというだけで、何もできないだろうと思う差別。
- ・障がいのある人を健常者よりも劣った存在として見る（扱う）こと。
- ・病気と障がいの区別が浸透してない。
- ・外見での判断
- ・障がい者だからと特別な目で見ること。
- ・珍しいものを見るような人の視線や、かわいそうなどと本人に言うこと。
- ・理解不足による、言葉の暴力や態度の悪さ。

- ・本人の一生懸命の努力でも出来ないことに対する侮蔑。
- ・「障がい、障がい」と言っていることが差別っぽい。
- ・障がいという言葉が、すでに差別につながっているのではと思う。
- ・障がいの方と接していないと、オムツや食べ方、言動等に関して意識的に感じていないが、差別的に捉えられがちな様に感じる。
- ・知的障がいを伴う場合、判断能力・意思能力に欠ける者という周囲の判断で、本人の意思確認がなされない。
- ・障がい特性による黄道上の問題で、からかいを受けること。
- ・無知、無理解等による暴言、いじめ、侮辱等の行為。
- ・障がいを誰か(親等)のせいにし傷つけること。
- ・身体障がいに対しての発言、行動。(差別的な)
- ・障がいのある方が大声を出してしまったときの周囲の視線。
- ・障がいのある方の気持ち、考え、言葉を理解しようとしめない。
- ・障がいによって機能的に「できないこと」に対して理解がない時。
- ・表情、接し方に関しては、まだ多くの方に見られると思う。(障がいがある理由というよりは、障がいに対する理解が進んでいないのが理由)
- ・就学、就労、恋愛、結婚、出産など、様々な場面における差別的な待遇。
- ・ついやりがちの不適切な言葉使い。(手短にお願いします、めくらめっぽう、かたちんば等)
- ・知的障がい者に、分からないと思って馬鹿にした言葉を掛ける。
- ・何もないのに偏見を持たれる。街中で大きな声で歩いていると避けられる。
- ・メディアなどで取り上げられる姿が全体像としてとらえられること。良く知らずに先入観を持たれてしまうこと。
- ・盲導犬、聴導犬に対するいたずら等、無知と無理解が起こす差別全体。
- ・障がい者は弱者であり助けなければならない存在であるという意識に基づく援助行動。
- ・周囲の思い込み、無知故に抱かれる差別。
- ・福祉施設建設及び移転の反対。
- ・障がいに対する配慮がなく、皆と同じにできないことを「やれ」と強制されること。
- ・障がいのある方と同じ目線、立場で接することをしない。
- ・障がい者の声大きい(おしゃべりのしかた)時の対応のしかた。
- ・障がいごとに、何をしてあげたらよいか、またはどうすればよいかわからないこと。
- ・障がい者の家族に対する差別。
- ・障がいのある方に対し、「私は見えるから、聞こえるから、歩けるから」などの発言。
- ・精神障がい者や知的障がい者の場合、近隣から不安や苦情の声が行政や訪問等のサービス支援者へ集まる。
- ・今日においては、偏見や排除といった差別的取扱いよりも、合理的配慮に欠ける部分が大半。
- ・介助犬に対しての理解が示されていない。
- ・障がいを持たないあるいは障がいがあるが理解できない方々がついて行ってしまう排他的行為。
- ・障がい者の作業所や通所施設などは街中ではなく郊外に作るべきという発想。
- ・障がいであるために個人の努力ではできない部分を見るのではなく、その人の能力、実績、努力をみていない。
- ・本人に決定権を持たせないこと。
- ・その人物を見る前に障がいを見てしまうこと。
- ・ソフト面、ハード面での柔軟な対応ができない場合は、すべて差別と認識しなければならない。
- ・手帳の有無のみで判断されることがあること。手帳を所持していなくても、歩行がうまくいかない。
- ・健康であり、日常生活に支障のない人「健常者」に対して「障がい者」という「ことば」は、不健康で日常生活行動に支障がある人。この日本語からして差別。

- ・ 知らず知らずに自分の基準で物を見てしまうことが往々にしてあり、特別視する事、かわいそうと思うことが差別になっているのでは。
- ・ 自閉症等では公共の場所での「さわぎ」に対する考え方等がある。(電車の中で騒いでいる子に対して)
- ・ 高等部卒業後の進路が限られている。

「事例」

- ・ ことばの暴力、何気ない一言(「何だ障がい者か」「早くしろよ」「この子どうにかならない」「邪魔」「空気読めよ」「迷惑だなあ」「静かにしないとあの人みたいになるよ」「親は何をしているの」等
- ・ 実際にあった差別的な言葉と未成熟社会における差別の例として、あそこの家には障がい者がいるので大変そう。(同情と近づきたくない気持ち)、兄弟姉妹へのいじめ、蔑視、からかい、障がい者手当が出るから良いね(認識不足と勘違い)
- ・ 福祉施設やグループホーム建設等に対する反対運動。
- ・ 図書館の利用時の例(合理的配慮を欠いた事例として) 誰がみても異様で大きな声を出し館内を歩き回る自閉症の子に館員は見て見ぬふりをしていた。
- ・ 自力通所の練習中に、挙動不審者と間違われ、警察に通報され、地域での自立した生活の道が遠のいてしまった。
- ・ からかいとして、おうむ返しを真似される。
- ・ 常同行動(体をゆする・飛び跳ねる)を真似されたり、ビデオに撮られて動画サイトに投稿されたりした。
- ・ 災害時に避難所に行っても周りの人の迷惑と追い出されてしまった。
- ・ 白杖を蹴られたり、折られたりすること。
- ・ ショートステイ時に利用理由を聞かれるが、「旅行」「コンサート」「同窓会」などを理由としたとき、子どもの顔を見ながら「お母さんいいねえ」や「内緒にしとこうか?」などと言われた。堂々と出来ないのが悲しい。
- ・ 病院の待合室で母親に向かって「あなた、水子がいたんじゃない?」と言われた。
- ・ 「お母さんがたばこを吸ったりしているところという子が産まれる」と陰口を言われた。
- ・ 街で、全く知らない人からすれ違いざまに「キモイ」と言われた。
- ・ 障がいについて、「どうしてなったの?」「いつからこうなったの?」と聞かれ、嫌な思いをした。当事者にとっては禁句である。
- ・ 外出先で勇気を出して、「手伝ってほしい」と声をあげたのに無視されてしまう。
- ・ 障がいのある人だと認識したとき、無意識のうちに、視線をそらそうとしたり、聞こえないふりをしたり、反対の方向へ歩こうとしたりする自分に気がついた時。
- ・ 病院の狭い待合室で「邪魔だなあ」と言われた。

【 内部障がい(見えづらい障がい) 】

- ・ 内部障がい者に対する配慮(透析や人工肛門等)が遅れている。
- ・ 障がいの中でも、内部障がい、高次脳機能障がいのように外見からはわからない障がいなど、周りの理解が得られないことで受けてしまう差別がある。
- ・ 内部疾患(オストメイト等)のため、就職につながりにくさ。
- ・ 内部障がい者は多機能トイレを使用したとき、身体障がい者から非難されることがある。障がい者の間でも差別がある。

「事例」

② 障がい者を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どのようなものがあると思われますか。

### 【地方公共団体】

- ・「当事者にとって最良の利益」となる対応。
- ・考え方や手法が、障がい者（代理のものも含め）が納得できることであればよいと思う。
- ・一人の人間として対応する。人権を尊重する。
- ・窓口で制度等についてわかりやすい説明。
- ・障がいの特性に対応した受付方法等の工夫。
- ・学校のバリアフリー化。（トイレなど）
- ・視覚障がい者への配慮。（手続きを行いやすいようにする）
- ・段差の解消。
- ・あらゆる障がいに対応できるように準備し努力する。
- ・道路、歩道、交通機関、建物のバリアフリー化。
- ・実際の動きでも、案内でも遠回りをさせない。
- ・制度をわかりやすくするイラスト入りの冊子を用意し、伝わりやすい言葉を選ぶこと。
- ・配慮というより、当たり前なこと。
- ・書類等の提出に関して説明が不十分で適切ではないため、親切な対応を個別にするべき。
- ・受け入れるスタッフを増やせる予算の確保。
- ・相談窓口での対応を充実させて、差別で困っている方の気持ちの支えを行う。
- ・同じようなサービスを受けられること。
- ・どのような合理的配慮を行えば課題が解決するのは、行政の役割だと思う。
- ・教育現場において交流級の中に支援級の子どもが含まれるようにクラス編成を行ってほしい。
- ・事業や行事等開催する場合等を含め、日常業務の中で可能な限り対応すること。
- ・方法はいろいろあると思うが、どこまで対応するかは、やる気次第かと思う。
- ・有効な資源と方略を持つこと。市内には障がい者に役立つたくさんの資源がある。「○○○がないので▽▽▽ができない」で終わらせることなく、さらに一歩進めて障がい者に役立つ資源の掘り起こしと様々な環境資源の活用。
- ・合理的配慮にはいろんな意味が複合されているので、その基本的方針を示し方略を打ち出し、各部署と協働で資源を取り込み活用し、実践的師範を示す。
- ・障がいの状態に応じた専門性を有する教員や支援員の確保と配置。
- ・日常生活の介助や学習を支援する人材の確保。
- ・障がいの状態に応じた適切な施設設備の整備。
- ・個々の状態に応じた支援計画や教材、教具の確保。
- ・通常学級におけるインクルーシブ教育システムの理解推進。
- ・限られた予算の中で、障がい者の個々のニーズとその必要量を正確に把握して人を配置し、施設を整備し、障壁のない環境を創出することによって、障がいのない人たちと平等な生活の保障を行う。
- ・合理的配慮を考えるに当たっては、実施する側の負担が過度にかからないことが条件で、お金や労力など負担がかかりすぎない範囲で、個の実態、規模、財政等を総合的に勘案しなければならないことは理解できる。しかし総合的判断をする時には、個別のニーズと過度の負担をどうバランスを取るのか、さらに、法的義務の法の範囲、過度過重の裁量などの問題が生るので、実施する側の主観的な解釈や対応で終わらせてはならない。また「過度の負担」を誰が判断するかになってくるが、それは事業を行う公共団体であり事業者であるので、両者の比重を考える時は、今一度障がい者の目線や立場に立って熟慮し「過度の負担から適正の負担」になるようバランスをとってもらいたい。



- ・差別解消に向けた、行政からも事業者からも独立した、本人に寄添って本人からの聴き取りや代弁ができる権利擁護機関の創設。権利擁護人材育成。
- ・障がいについての理解を地域住民に広げる。警察や消防などへの啓発。
- ・福祉サービス利用契約は、平等な立場に立っての契約と言われているが、福祉サービス提供事業所や職員が不足している現在、選択権は事業所側にある。困難を抱えた障がい者が排除されないよう、監視・監査を行うこと。
- ・地域の福祉サービスが障がい種別によって、利益や不利益のバランスが悪くなっていないか、監視する機能を持つこと。
- ・本人が理解し納得できるあらゆる手段を模索し適切な支援を提供し、本人が自分の力で意思決定できる状況を作っていくこと。
- ・「合理的配慮」という言葉がそもそも一般市民には馴染みがなく、分かりにくい。
- ・Reasonable accommodation（参考訳：合理的配慮）の原意をよく噛み砕き、解説するパンフレットが必要。
- ・職員に対して差別的な行動をなくすように研修等を行っていく。
- ・身体障がい者の方が来庁した時にカウンターの外に出て行動をとれるようにする。
- ・障がいのある人に対しても、情報がきちんと行きわたる環境整備。
- ・点字ブロック等の公共のバリアフリー設備の理解促進。その設備の意味と使い方を理解しておいて欲しい。
- ・飲食店や洋服店などの事業者への障がい理解の促進。
- ・市職員のスキルアップ（コミュニケーションなど）※理由：障がいのある方のご家族が窓口で相談（手帳の取得など）に行った時、嫌そうな・面倒くさそうな対応をされたのもう行きたくない。
- ・情報収集に困難さがある方々に対して、丁寧に情報提供を行う。
- ・十分ではない福祉サービス等については、行政が責任を持って事業所展開をバックアップする。
- ・道路、公共施設のバリアフリー化と今後の施策に関してはユニバーサルデザインの導入。
- ・行政の窓口や医療機関、様々なコミュニケーション手段を確保し、障がいを理由に対応の制限を設けない。
- ・学校施設での支援。（段差の解消、スロープや手すり・エレベーター等の設置、トイレ改修、手洗い場の改修、机、椅子、クールダウンする部屋の確保、等）
- ・学校での支援を必要とする場面に応じて、介助員や特別支援非常勤の派遣。
- ・ITタブレットや電子端末機器等の活用。
- ・知的障がいや発達障がいのある人の個々の特性に応じて、ハード面ソフト面において対応する。（分かりやすい資料の作成、待ち時間や待つ順番を明確にする、受付案内の方法の工夫等）
- ・不安障がいがあるが働きたいと思っている方に、何回かチャレンジすることを可能にしたり、安心できる友人、知人、同席可能な配慮があったりすると、だいぶ楽になると思う。
- ・昔のように、市民まつりなど行政も関わりを持ったイベントの開催。（販路拡大も含めて）
- ・精神の場合は、窓口で簡単な記録メモの様なものを取った方がよいと思う。
- ・窓口業務では、カウンターの向こう側よりも横でアシストしてもらう方が話しやすいと思う。
- ・行政自らが障がい者雇用に率先して取り組む。
- ・障がい者が作った製品を行政が優先的に購入する。
- ・講演会、研修会、説明会等に手話・要約筆記を入れること。
- ・市民が相談する窓口の一本化。
- ・ユニバーサルデザインの視点で都市計画を。
- ・公的文書郵送時、送り状に、相談するよう記載する。
- ・公文書などが、知的障がい者などでも分かりやすいものが必要。
- ・障がい者の地域社会へ関わりを増やす取り組み。（障がいの理解促進）
- ・対応する職員それぞれが自分におきかえて考える想像力。

- ・情報を必要とする人に、その人に合ったあらゆる情報保障をしていくこと。
- ・相談のたらいまわしを止め、相談を受けた担当者が電話連絡でなく一緒に同行して繋いで行く。
- ・移動支援・行動援護従事者の育成及び事業所の増設に向けた取り組み。(飽和状態の緩和)
- ・事業所への通所困難な人への通所サポートの取り組み。
- ・障がい者雇用の推進。
- ・公共団体業務を入札にかける場合の条件に障がい者雇用の義務づけること。
- ・事業者に対する障がい理解のための研修実施。
- ・窓口までつながらない在宅の対象者向け訪問サービス。
- ・どの窓口にも障がい者への相談スキルがある人を配置すること。
- ・物事を勝手に決めず、何が必要か聞いてほしい。
- ・表示をわかりやすくして頂きたい。市民センターのお手伝いなどは、バリアフリーが不十分。
- ・歩道と車道との段差を少なくして、平らに直してほしい。
- ・車いす専用アパート等へは新築時に補助金を出して、スロープ等を整備してほしい。
- ・手話講座などを広げる。
- ・個々の障がいごとに対応すること。
- ・手話ができる職員の配置。
- ・障がい福祉課で対応している方法を他の課でも学んで頂きたい。
- ・車いす介助で、障がい者が速やかに動けるような援助。
- ・障がい者に配慮した営業を行っている地域の店舗や施設の情報をまとめたパンフレット等を当事者に配布する。
- ・飲食店やスーパーに手話通訳のできる店員を配置する。
- ・東京ディズニーシーでは、野外のアトラクション開催の際、車いすの方の視界の妨げにならないよう、設置されている柵の高さを簡単に変えられる仕組みになっている場所がある。
- ・相談支援事業所任せにせず、強いリーダーシップを示してほしい。
- ・市民集会等で障がいのある方が参加することを前提に企画、検討をする。(環境、設備等含み)
- ・身体障がい者用駐車スペースを現在よりも拡充すること。
- ・正しい合理的配慮を提供できるようになること。
- ・一見して障がい者とわかりにくい方への対応のしかた。
- ・知的・発達障がい者等が、基本的な情報などを気づかず(理解できず)支援の網からこぼれ落ちないような仕組みづくりが必要。
- ・一時期話題となった、ユキビタスの導入。
- ・医療的ケア(胃ろう管理、吸引など)を必要とする児童・学生が通学できるように学校への看護師の配置。
- ・労働基準監督署との連携をよく取り、横のつながりを大事にする。
- ・災害時、緊急時においても障がい者へ十分な対応が出来ること
- ・公共の場にユニバーサルトイレ(車椅子用、成人用おむつ交換ベッド、オストメイト)設置  
⇒ベビーカーの赤ちゃんはもちろん一般の人でも使える。また、簡易なおむつ交換スペースを代用として設置することも可能。成人のトイレケアに関しては最もデリケートな部分として尊重して頂きたい。
- ・車椅子や体の不自由な人も来館しやすい建物 駐車場整備 道路整備。
- ・障がい者専用の窓口を設けて欲しい。
- ・窓口対応や文書は専門家以外の人でもわかり易い表現、表記を使用する。
- ・学校においては、今後は、障がい児に必要な配慮(移動、日常動作の介助、コミュニケーション等)を徹底していく。また、学校運営者、教員は人権教育の一環として、障がい児の特性の理解に努めると同時に、介助者との協働に努める。

## 【事業者】

- ・誰でも利用し易いような環境づくり。
- ・様々なサービスを提供・紹介すること。
- ・利用しやすいように整備する。(手すり・段差解消・トイレ・点字など)
- ・個々の障がいを理解し周囲の人が協力する。
- ・障がいの方に目・耳を傾け理解に努める。
- ・インフォメーションの充実、親切な案内や案内人を置く努力。
- ・その人、その人の特徴を把握し、課題へ必要なアプローチを実践できるシステムを作る。
- ・手助けも必要だが、受け手側も言えるような場が必要。
- ・どんな人でも利用できるように、施設の整備と人員配置のサポートをする。(福祉施設)
- ・混んでいる所、車いすの方が移動しやすい様に、通路を設ける。確保する。
- ・自然的に(車いすの方の)外出が増える様に工夫する。
- ・街で出会った時に、どういった配慮や意識を持つべきなのか、社会的に共通意識を持つ。
- ・移動したい所、時間にあわせ、その手段等を用意すること。
- ・利用者の希望や状況をゆっくり丁寧に聞くこと。
- ・障がい者の手助けをするのに必要な車いすの介助など、簡単な介助方法を地域の方へ伝える場所や機会を設ける。
- ・困っている方を見かけたら、声をかけ手助けをする。
- ・トイレや入浴などプライバシーへの配慮(福祉施設等)
- ・同じようなサービスを受けられること。
- ・婦人科検診等を含め、様々な検査を一般の人たちと同じ方法で提供すること。(障がいの特性等に対する配慮は必要)
- ・地方公共団体が率先垂範し、常識的なものから実施誘導するものだと思う。
- ・事業者が考え取るべき合理的配慮とは、障がい者と関わる事業を行うところの全ての人が、障がいに関する知識と理解を持つことが前提になると思う。そこでは、支援技術の習得が必要であり、障がい種に応じた支援の知識も大切。
- ・事業者は、障がい者に関する説明や研修を行うと共に従業員が職務として求められる範囲を示し、組織として支援に必要な事業マニュアルを作成することも努力義務。
- ・努力義務の内容や範疇が明確でないと、同時にそれぞれの解釈がある。そこで、福祉施設や事業所はもとより、公共団体より補助金、助成金を受けている事業者、法人格を有している団体、福祉雇用に関連する企業等は、合理的配慮の提供は業務上の責任に当たるものと考え、事業者等におきましては努力義務から責任義務へ運用すること。
- ・支援技術の向上。障がいを理解し、一人ひとりに合わせた支援をすること。
- ・本人の想いをしっかり聴き取ること(受け止めること)。
- ・サービス利用契約に際して、障がい特性を理由に利用者を選別しないこと。ほとんどの事業所が定員を満たしている中、定員を増やして利用者を採用する時、「こだわりが強い」「行動障がいがある」など排除されるケースがある。
- ・支援にうまく乗って行かないケースを、本人の障がいのせいにはしないこと。移動支援や行動援護など、利用していても何らかの理由で本人が拒否し始めることがあるが、「支援を拒否している」と本人の意志として捉えず自分たちの支援に問題があったと捉え、支援の改善を心がける。
- ・まずは障がいとは何か、一人ひとりの障がいの状態が違うことや社会的障壁というものがどういったものかを学ぶ機会を得る事。今できる配慮(実際にあげられている配慮)だけではなく、事業者が常に新たなニーズに向き合い、創意工夫し対応していくこと。
- ・事業所ごとに「合理的配慮ガイドライン」「合理的配慮事例集」などを作っていくとよいのではないか。
- ・車いす対応のバスにおいて、そのバスの運転手はその機器をしっかりと使えるようになって欲しい。

- ・その人の生活上の困難さをしっかりと理解をすること。
- ・自閉症児者の求める基本的合理的配慮
  - \* コミュニケーション支援、情報のバリアフリー化
  - \* 環境を本人にわかるように整える：環境の構造化の2点が、基本となります。
    - ◇ 視覚的に伝える（「聞く」よりは「見る」）
    - ◇ 順序を付け、見通しを立てて伝える
    - ◇ 一度に多くの情報を提供しない、伝えない
    - ◇ 本人に直接、具体的に伝える
    - ◇ 失敗は成功の母にはならない、成功体験を重視
    - ◇ 予定の変更、変化等は事前に説明
    - ◇ 本当に理解できたか確認、フォローが必要
    - ◇ 本人の意思表示、ヘルプの要請の方法作り
    - ◇ 独り言、身体を揺らすなど問題なければ許容
    - ◇ 奇異な目で見ない（理解を持った無関心）
- ・視覚障がい者の誘導や聴覚障がい者の簡単な筆談。
- ・感情障がい、対人恐怖症がある職員の勤務時間を変更して、ラッシュ時間以外に通勤できるように対応する。
- ・利用者さんを伴ってのイベントへの積極的な参加。
- ・障がいの種類に応じたバリアフリー等の施設整備を徹底する。
- ・障がいの特性についての職員の理解を深める研修を実施する。
- ・差別解消について、事業者自らが地域社会へ発信して行く。
- ・利用者の障がい特性及びコミュニケーションツールの研修。（福祉サービス事業者）
- ・社内の環境整備（段差解消、視覚的表示の工夫、障がい特性にあった職種、手順書などの工夫）
- ・商品開発にユニバーサルデザインを。
- ・障がい者雇用の促進、及び福祉的事業所への発注、販路の拡大。
- ・契約書はもとより、様々な文章にふりがなを付ける。平易な言葉を使う。きちんと説明する。
- ・出来ることを先回りしてやってしまうこと。
- ・地域の人に施設で生活している人の理解をしていただく。（情報発信）
- ・地域の人々が気軽に来られるような雰囲気、交流の場を作り、理解していただく。
- ・助けが必要かどうか、本人の意向を確認する。
- ・利用者に対して、言葉かけの上から目線の話し方や年齢相応の話し方。
- ・事業所内のユニバーサルデザイン化の推進。（段差やトイレ等）
- ・館内掲示情報の平易化。
- ・行動障がいがある方等へ向けたエスケープルームの設置。
- ・医療ケアを必要とする方の受け入れ可能な体制作りの推進。
- ・当事者が社会参加する機会や地域理解を深めるための取り組みの実施。
- ・「特別扱いしない」のもとで配慮しないケースがある。障がい理解、合理的配慮を理解するための社内教育実施。
- ・障がい者本人にとって何が必要でどうして欲しいのか聞いてほしい。
- ・積極的に働ける仕事を増やしてほしい。
- ・事業者として、楽しく働ける場を提供したい。
- ・車いすの操作ができるボランティアを増やすなど。
- ・車いすの方が自力で乗り降りできる乗り物、公共、路線バスなどの運行。
- ・社会貢献の実践を通して理解を持って頂く。
- ・手話通訳をつける。また、障がいに応じた手段で支援する。
- ・障がいの状態に合わせた業務内容の調整や、勤務時間の変更ができる仕組みを整える。また、その為に他の社員に過大な負担がかかることがないような業務態勢を組む。
- ・車いすの方等に、誰でも声をかける、手助け、介助ができるような人づくり、教育が望まれる。

- ・その人にあった合理的配慮を当事者や家族、関係機関の担当と話し合いながら検討し解決していく仕組みづくり。
- ・理解したつもりにならず、意思決定支援を行う。
- ・障がい者本人からの意思の表明のみではなく、本人が意思の表明を行うことが困難な場合には、障がい者の家族等からの意思の表明も必要。
- ・全職員が「合理的配慮」を理解するように研修を行う。
- ・配慮ができる具体的な課題の検討を行う人。(人員確保、環境整備、柔軟な対応方法等)
- ・商品の購入申し込みなど、電話以外に FAX やメールなどの方法も受け付ける。
- ・採用時及び採用後において、障がいの種別ごとの継続的な配慮が必要。
- ・交通機関では、身体や知的の障がい者に割引制度があり、精神障がい者は割引制度がない。
- ・視覚障がい者への言葉による丁寧な商品説明や案内。
- ・車椅子の方などには、高い所にある商品を取る手助け。
- ・構造上の改善が難しい場合、現状でその配慮を実行するためのマンパワーの確保。
- ・何を必要としているのか、聞くことから支援は始まる。健常者規準で判断している面がある。
- ・障がい者に配慮する事業所であることの表示。
- ・銀行や郵便局などへの補助者の配置 (A T M含む) と障がい者の雇用。
- ・障がい者タクシーを増やす。
- ・駅での白杖使用者への手助けまたは一般の人への手助けをするように声掛けや放送をすること
- ・何事も、「何か手伝いましょうか? どんなサポートが必要ですか? 」と聞いていただきたい。
- ・公共の場にユニバーサルトイレ (車椅子用、成人用おむつ交換ベッド、オストメイト) 設置  
⇒ベビーカーの赤ちゃんはもちろん一般の人でも使える。また、簡易なオムツ交換スペースを代用として設置することも可能。成人のトイレケアに関しては最もデリケートな部分として尊重して頂きたい。(因みに、アメリカの街のカフェにあるトイレは、一つしかない場合は、ユニバーサルトイレだった。そこに、障がいのある人もない人も並んで使用していた。
- ・段差にスロープを付ける。移動の手助けをする。
- ・バスや車へ乗降する際の手助け。
- ・レストランでは、車椅子で座席に付き易いように配慮。(ボックスシートはだめ)
- ・入口が自動ドアではない場合は、ドアを押さえる。
- ・店内のスペース、通路を車いすでも通れるようにする。
- ・商品陳列の仕方を工夫する。
- ・ショッピングモール等のエレベーターに障がい者が使用しやすいように周知する。
- ・レジャー施設で合理的配慮が進んでいると思うのはディズニーランド。障がい者の来場が多いのも納得できる。(チケットの障がい者割引が無くて)

③ 障がいを理由とする差別を解消するために、本市はどのような対応が必要だと思われ  
ますか。

## 【 施策 】

- ・「障がいを理由とする差別はしません! 」といった宣言を市として表明する。
- ・「(仮称) 障がい者差別禁止 (解消) 条例」の制定。(例: 点字ブロックの上に物を置いたり、妨げたりしたら罰金を課す等)
- ・障がい者が働ける場所の提供。
- ・安心して生活できる場所。(家族の方が病気になってしまった時、一人では生活できなくなってしまうので、すぐに対応できる場所)
- ・事案解決等を役割とする「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置と、神奈川県「障がい者差別解消支援地域協議会」との連携。
- ・障がい者差別を解消するために、福祉施設へのサポートをする。

- ・各自治体の裁量に委ねられている事業の詳細（サービス量や内容等）にバラツキが多い。例えば1人の声であっても、障がいがない者が当たり前のように行なっているものは利用できるようにしていくこと。
- ・個々の障がいについて、周囲の環境について多角的に見て理解する。その上でハード面から整備する。最低でも障がい者が生活できるような環境作りが必要。そこから周囲の理解や協力が出来ると良いが、社会の理解を得るための協力やチェックするシステムも必要かと思われる。
- ・全てにおいて予算を増やす。福祉に掛けるお金のウェイトを増やすべき。そのしわ寄せが利用者に行っている。（例えば、施設では充実した職員・専門職の配置を予算が少なくして出来ないの、しわ寄せが利用者に行っている）
- ・障がいを理由とする差別を解消するためには人件費がかかるので、税金の無駄遣いをまず無くして欲しい。そして、福祉に回して欲しい。
- ・スムーズな施設利用が出来るように、施設・職員へのサポートをしてほしい。（福祉施設）
- ・細やかな、ハード・ソフトに対するバリアフリーを行う。
- ・市職員の（管理職も含めた）福祉施設の体験研修。
- ・既存の施設と社会との関わりに対してのサポート。
- ・みんなが同じサービスが受けられるように工夫すること。
- ・共生社会の実現に向けた取り組みを強化する推進会議の設置の必要性。
- ・市の相談窓口には、見かけだけではない本人の困り感を理解して、意思確認、意思決定支援を行える専門性を持つ担当者を配置する。
- ・当事者の声の聞き取り調査。（当事者の感じる差別と合理的配慮とは）
- ・市民の身近な窓口である市役所の窓口が民間窓口のお手本になる。そして事業者等への研修、講習等の開催（障がい者差別とは・社会的障壁とは何か。どのような対応が必要か、一緒に考える機会）・障がい者の雇用促進。
- ・市と事業所が協同して、視覚障がい者や聴覚障がい者等、誰でも必要な情報が必要な時に得ることができる環境整備。
- ・定期的に施設等を見回り、調査する。
- ・合理的配慮に責任をもって積極的に取り組む事を条件に事業者補助金、助成金等を出すべき。
- ・職員研修等啓発活動による各職域職員の理解の徹底。
- ・新たに建設または改築する施設は、ユニバーサルデザインを徹底させる。
- ・障がいがあっても才能がある人を育てるスポンサーになる。
- ・市の施策計画立案に本人の参画を。
- ・医療、保健、福祉のネットワーク構築及び緊急時対応を含む重度障がい者の地域生活支援システムの開発。
- ・通院、入院時の付き添いに、本人をよく理解しているヘルパー派遣を。
- ・障がいの有無に関わらず、支援の必要な方に気軽に手を貸すことのできる心を作っていく政策。
- ・保育園や幼稚園等の幼少期での障がい児と健常児の一緒に過ごす機会の拡充。
- ・市役所における全障がいを対象とした採用方針。
- ・法整備によって環境整備を呼びかけても、採算の合わない環境整備に企業などは消極的であるため、市独自の助成制度が必要。
- ・障がい者を支援する事業所（福祉施設、就労先）の運営や従事する人をバックアップする。
- ・市の職員が障がい者の生活を体験する機会を設ける。車いすの子どもと外出した時に、交通機関でどれだけ遠回りをさせられ、時間がかかり、人々からどのような視線をあびるのか、一般の人々にも経験してみしてほしい。そこから考えるための視点、方法が抽出される。
- ・スーパー等でも障がい者が労働していますが、労働相応の給与が支払われているか行政のチェックが必要。
- ・当事者に求める配慮は具体的には何であるか知る体制。その結果の周知。
- ・街全体をバリアフリーに。公共の場には手助けするボランティアが常時いるなど。どなたでも対応できるようなボランティアが必要。



- ・介護タクシー利用代などの負担金、補助金の増額、道路の整備希望。
- ・主に障がい者の就業を促進、支援する制度の充実として、事業者への給付金や施設整備資金の給付等。
- ・市民の世代別に具体的に検討をするとともに、市役所関係各課が連携をする（ひとつの目標に向かって同じ姿勢を見せる）
- ・生活に不自由しないよう、特に訪問などを増やして、買い物、清掃、等に手助けをする。
- ・新しい施設を作る等の際、障がい者の意見を取り入れる。

## 【 普及・啓発 】

- ・身の周りの小さな理解を広めるエピソードを集め、頑張っている人や企業を応援する仕組みを作る。
- ・障がいがあっても、働くことや住むところ等のライフスタイルの選択肢があるということを知る必要があり、それを踏まえたうえでの対応が必要。
- ・市民に対して障がいを理解してもらうためのマニュアル等の無料配布。
- ・市民に向けた関連法の情報提供と広報活動、及び障がいに関する理解促進のための周知。
- ・市の広報に 特集版として掲載。
- ・市の広報番組(FM・ケーブルテレビ、レデイオ湘南)で放映・放送。
- ・公共施設を活用したあらゆる広報活動の検討。
- ・市の関連するあらゆる会議、会合において話題とする。
- ・関連する事業所等でシンポジウム、研修会等の開催。
- ・障がいの理解促進のために市民の交流。(障がいのある方とない方の)
- ・企業、学校、医療等に対して、「障がいを理由とする差別」とはどのようなものであるかを伝えていく。
- ・障がいのある人の特性や一緒になった時にどう対応したらいいかを周知させる。
- ・「社会全体で支え合う」という意識向上のための啓発。
- ・市民、事業者への普及・啓発活動。
- ・「世界自閉症啓発デー」などを利用して、自閉症について広く市民への啓発を図る。
- ・警察へも啓発して、理解者・協力者を増やす。
- ・今までの方は、障がい者をいかに法律できちんと守っていくことに重きを置いていた。「障がい者差別解消法」はいかに健常者が彼らに歩み寄れるかが問われている。市民への啓もう活動を通して、差別のない社会の実現を目指す。
- ・障がいを理由とする差別を解消するためには、障がい者の個別特性を理解していないと合理的配慮は出来ない。すなわちすべての市民が、障がいの特性や個性の違いを理解することが大切。市としても障がいに関する理解促進のための周知、徹底は重要な課題。
- ・さまざまな情報提供、パンフ作り、障がいの方が社会の中で溶け込むことが出来る様な工夫。
- ・障がい者を広く理解していただくような地域づくり。
- ・障がいについて偏見なく広く伝えて頂く活動をしてほしい。
- ・障がいのある人と、どう接していいかわからない人が多い。学校や地域行事参加など接する機会が少ないので増やす。
- ・年間 1,200 万人以上の観光客が訪れる観光都市であるため、県内外からも多くの障がいのある観光客を受け入れできるようにバリアフリーの整備化や一般市民への障がい者理解の啓発・教育活動が求められる。
- ・健常者が障がい者と関わる場所が少ないと思う。障がい者が地域で生活するためには周囲の理解が必要なので、気軽に交流できる場所があると良いと思う。
- ・差別は、その発言や行動を、「差別であることの自覚」が無い状態でされていることが多く、その結果、障がい者やその家族を傷つけ不快にさせている。具体的な例を提示した「事例集」等の冊子を作り配布し、市のホームページを活用し啓発する。

- ・市の職員、特に障がい福祉に携わる人は、先導役として障がい者の目線に立って地域に発信して頂きたい。
- ・多くの職員や市民に障がい者との生活を体験して頂きたい。例えば、外出時、どれだけ不便が生じるか、どのような視線を浴びるか、普段の生活のためのケアにどれだけの時間が必要か、そこから考えるための視点や方法が見えてくるかもしれない。
- ・外見ではわからない障がいについての理解が得られるような啓発活動が必要。わかりやすいポスターの提示など。
- ・非障がい者の多くの方は、無意識のうちに差別（区別）をしている。例えば、重度知的障がい者や重度身体障がい者は「施設で生活するもの」という社会通念が差別である。まずは、職員自身が社会通念にとらわれることなく、障がい者差別解消法を理解することが大切。
- ・「みんな違ってみんないい」の気持ちを持つこと。
- ・知的障がいの方にも分かりやすい選挙公報の作成及び立会演説会を開催すること。
- ・障がい者と地域住民が日常的にふれあう場の確保し、障がいのことを知ってもらう。
- ・周囲が理解していると、障がいがあっても暮らしやすいので、障がい者理解の促進を求めたい。（講座や地域交流の機会を多く設けて欲しい。）
- ・根本的な部分としては、市民の方と利用者さん、事業所が直接関われる場の充実。
- ・障がい者の生活場面ごとに必要とされる配慮や工夫が異なるため、当事者や家族の声を聞いて反映させてこそ、生きた環境整備ができると考える。
- ・障がい者に職として関わる人（福祉、医療、学校、会社等）は特に障がい者の状況や心情を理解するような研修を徹底する。
- ・集会、研修会等、人が集まる場での障がい者差別の解消を訴える。
- ・高齢の実施する認知症サポーター講座のように、障がい者をサポートする意識付けの講座。
- ・障がいのある方と近隣住民と普段から連携のとれるまちづくり。
- ・民間店舗や事業所に、障がい者の雇用や設備設置についての実施を促し、障がい者が暮らしやすい地域づくりを目指す。
- ・当事者を招いて、話しを聴かせてもらい障がいや差別について知る機会をつくる。
- ・一般市民、一般企業へ向けての障がい理解の啓発。
- ・学校や職場（企業）で障がい者を理解し、差別をなくすセミナー、障がいによる生活のしづらさを疑似体験するするセミナーの開催。
- ・障がいのある人が生きる上で考える前に市民として生きる上での不備は何かを考え、理解を促す方策を考える。
- ・市役所内、外に向けた全庁的な障がい理解促進キャンペーン。
- ・健常者が障がい者を身近に感じられる環境を作る。
- ・いろいろな障がいに応じたボランティア養成、講習会等をする。
- ・社会全体で障がい者も含めた生きやすい環境を共有するという考えを広めていくことが大切だと考える。設備が整えられることは理想であるが、整っていない場合も、隣の手助けでその困難な状況から救われることは多々ある。
- ・障がい者への認識を高めるとともに一般市民の幸福度を底上げし、地域全体で障がい者を受け入れ支えていく体制作りと啓発活動の実施。

## 【 家族支援 】

- ・障がい者の関係者（親・兄弟・親戚等）に対する支援の検討。
- ・障がいのある子の家族の負担（主に精神面）軽減のためのコミュニティ形成。
- ・障がいのある子の家族に対する相談・受付機能の強化と周知。
- ・障がい者本人や家族が話せる場の企画や具体的な設定をする。
- ・障がいの方のご家族も大変な思いや負担があると思いますので、癒されるアロマやハーブやお茶やコーヒーなど、ホッと一息できる嗜好品の配布。（より良い介護ができる）

## 【 教育 】

- ・事例を通して学校等で教材にする。
- ・特別支援級の児童、生徒は普通級と支援級の二重在籍とする。
- ・小学生から、障がい者を身近に感じられる環境を作り、先生や福祉職員が関わり方を伝える。
- ・職員教育と実践活動とそれに伴うサポートの方法等の考え方を学ぶこと。
- ・子どもからの障がいに対する理解教育。
- ・福祉教育実践の強化。(子どもの頃から、障がい及び福祉が他人事ではないという教育)
- ・教育現場での(児童・生徒に問題が起きた場合の)ケース会議等において、保護者側と教育機関側が対等な立場での話し合いが進められるよう、障がいについての専門性を持つ第三者を置くこと。
- ・インクルーシブ教育への準備。
- ・学校教育をはじめ市民に対し福祉教育の講座を開き、障がいを考え理解する機会をつくる。
- ・義務教育において児童・保護者に対し差別解消について啓発する。
- ・市民への障がい者理解への啓発。特に小学校(中学校)など、小さいうちから障がい者を理解するための機会が必要。重い障がいの子どもたちは市外の学校へ入学するため、交流や受容の機会が無く身近ではないが、重度の障がい者への理解促進教育は、命の尊さや、違いがあっても誰もが大切な人であるという教育の基本にも繋がる。
- ・市の職員や保育園、学校の教職員が、障がいの理解を深めるための適切な情報提供や周知、研修等を行うこと。
- ・教育として障がい者を身近に感じられるようにする。小中学校での授業で取り上げる。障がい者が特別な人ではない、というような教育。直接障がい者と触れ合いを持つ授業。
- ・差別意識をなくす取り組みを行う(低学年クラスにおける差別解消の授業やイベントの実施。)
- ・幼稚園・保育園・療育機関・小学校・中学校・支援機関等の連携。
- ・ある年齢を過ぎて障がいを理由とする差別を学ぶにはエネルギーを要する。人を思いやる心、違っても当たり前と思える心の大切さを身につけるには、より年齢が低い段階での対応が大切だと考えます。小学校低学年時代にしっかりと身につけさせたいものです。(学校教育として)
- ・広報を活用。「バリアフリーマップ」が小学校で活用される事を期待する。
- ・教育機関と連携して、思いやりのある心を育む、気づかせるような啓発活動。
- ・障がいは特別ではなく、普通に一人の人間として関わる大切さを子どもが小さいうちから学ぶ体制づくり。

## 【 医療 】

- ・女性知的障がい者の婦人科検診の受診実態を調査し、改善に向けて合理的配慮等について協議する。
- ・医療機関の障がいへの認識、理解が圧倒的に不足している。その改善について、市の働きかけが必要。
- ・一人ひとりに合った医療(待ち時間・治療・薬の処方など)が受けられるように医師会や医療機関などに啓発する。
- ・一部の障がいを持った人だけが健診や治療が受けられるのではなく、もっと多くの方が治療を受けられるように、広報し通院しやすいように色々配慮していく。治療に保護者が付き添う事が困難な方は、ヘルパーや通所施設の介助者が付き添うことで、さらに多くの方が治療を受ける可能性が増えていく。
- ・医療のケースで言えば、救急当番(特に夜間救急)で電話問い合わせは多いのですが、聴覚障がいの方は難しいので、FAX対応の取り入れ。

## 【 その他 】

- ・『心遣い』の精神を広め、深める施策を考えていく。
- ・困難な障がいがあるにもかかわらず福祉サービスからこぼれてしまっている人がいる。なぜ福祉サービスを支給できなかったのか、その理由を把握する責務があると思う。
- ・障がい者虐待防止センターは、虐待を訴えて相談に来た人の話を真摯に聞き、直ちに調査に入ること。「今回は初めての相談だから…同じような扱いを受けたら、また来てください。」とか「事業所を変わるようなら相談にのります」といった対応だけに終わった事例があがっている。
- ・「障がい者も幸せな街！」を目指しましょう。
- ・窓口に来た相談のケースを、相談支援事業所にそのまま振るのではなく、本人の困難さを理解して、問題の整理検討をしてその分野を得意とする相談支援事業所に回すなどの配慮をしないと、困難事例は解決されないままになってしまう。
- ・既存グループホームの改装費補助（防音工事も含む）。
- ・車いすに限って言えば、まだまだ利用できる場所や交通機関が少ないと思う。
- ・不便さを感じる。（遠回りをしなければいけないなど）
- ・施設、設備など健常者にもやさしいものへ改修する等、事業者に対して働きかけをする。（校外学習で駅周辺を利用する時、スクールバスの乗り入れが、一方の改札口に制限される。バス路線の関係と聞いているが、他の改札口や身障者スペースでも乗り降り出来るようになる等）。
- ・「福祉業界」として全体で支える事ができるようなネットワーク形成。
- ・役所の相談窓口についてなど、スマホをツールとしたガイドアプリの導入。
- ・障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当障がい者の性別、年齢及び障がいの状態を考慮することが必要。
- ・市だけで何かを実現することは難しいと思うので、福祉関係機関だけでなく、一般企業を含めた市内の事業所の協力を募り、市全体で差別解消法を打ち出せる体制づくりを行う。それが差別解消の啓発活動へとつながっていく。
- ・耐震性に問題のある施設は、何時災害が来るかもわからないので早急に対処する必要がある。
- ・福祉サービス資源（学童、保育、医療的ケア、常に介助や見守りが必要な障がい等）が不足し、その結果、障がい児者やその家族の生活が大きく制約を受けていることに対して、本気で対策を講じていただきたい。
- ・法律の制定により、いままで以上に行政として当事者の代弁者となれるよう、合理的配慮の取り組みをしてほしい。
- ・障がい者の社会参加活動の場を広げるためにも、博物館や美術館などの公営施設の設置も課題と思われる。
- ・困難な状況の程度や頻度の多い順から少しずつ対応していく。
- ・市役所としての熱意。
- ・各団体からの要望に対して、細かく対応する。
- ・どんな時も笑顔でわけへだてなく接してほしい。
- ・地域の中での障がい活動団体のバックアップ、ネットワークづくりの支援。
- ・障がい者が声をあげる場所を作る。障がい者の声を聴く姿勢をみせる。
- ・障がい者一人一人を理解した丁寧な対応を心がける。
- ・障がい者の声をもっと聴くために各障がい者団体とよく話し合ってほしい。
- ・市役所職員自らが手本となる行動をする。
- ・障がい者が感じる差別を捉えて考えて配慮することが大事である。
- ・障がい者の自立と社会参加を促す様な対応。
- ・障がいを持っている方から、直接困っていること、差別を感じていることを聞く。

(注)「障がいを理由とする差別に関するアンケートの実施結果」の内容については、「障がい者差別解消法」の適用範囲外のご意見も掲載しております。

## 2. 藤沢市障がい者総合支援協議会で出された意見

- ・視覚障がい者にとって一番困るのが、情報を得ること。例えば、選挙公報や防災マニュアル、検診のお知らせ等、そういった情報を視覚障がい者が分かるように伝えないということは差別ではないか。
- ・障がい福祉サービスを提供している事業者の中には、誘導ばかりが重要視され、情報の伝達等は、全く気にしてもらえない。見えないから伝えないというのには、明らかに差別だと思う。
- ・点字ブロックを設置することで、町的美観が損なわれると言われることがある。
- ・白杖杖を使って歩いていると、危ないでしょ！と注意されることがある。
- ・障がい者や高齢者が住みよくなる街は、一般市民も住みよくなる街だと思う。当事者団体も協力するので、行政も差別解消に向けて取り組んでもらいたい。
  
- ・私は支援者としての立場ですが、アンケート結果の内容を見ていくと、襟元を正さなければならないと感じました。障がいのある方々は、事件にならなくとも、何らかの形で被害を被っていると思うので、潜在的にこういった問題があるということに注視していかなければならないと思う。
  
- ・今回のアンケートをきっかけに、障がいを理由とする差別について考えてみましたが、正直難しいと感じました。まだまだ知らないことが多くあるので、研修等の内容を充実させる必要があると感じた。
- ・今回のアンケートをきっかけに、障がいを理由とする差別について、よく考えるようになったし、考えなければならぬという気持ちが強くなったと思う。
  
- ・アンケート結果の中でも、やはり事例の部分に辛い思いが込められていると思う。ちょっとした心無い言葉や、言葉の行き違いだけでも、差別となってしまうことだってある。
- ・コミュニケーションという一つの言葉で言うのではなく、きちんとその人を大事に思っ、やり取りをし、一人一人を大事にしていくことを改めて認識する機会となった。
  
- ・建物等のハード面については、それを誰が使うのかというところが、きちんと精査されていないという現状がある。
- ・ソフト面については、権利意識をはじめ、その利用者に対する支援者の意識が問われていると思う。職員をどう教育するのか等、事業者としての責任も重大である。
- ・数十年前に精神障がい関係の事業所が建物の中に入ろうとした際、反対があった。5年程前、隣の建物に移転しようとしたら、また反対にあった。精神障がい者の彼らは、今も昔も、そう見られている。どうすれば分かってもらえるのか。
  
- ・やはり「知ってもらおう」ということが大切だと思う。小さなことから改善していけたら良いと思う。みんなが分かりやすく、覚えやすいスローガンみたいなのがあったら良いと思う。
  
- ・障がいを持っている人が胸を張って色々な社会参加を出来るように、力を注いでいきたいと思えます。障がいを持っている人たちと一緒に社会参加していきたいと思えます。
  
- ・今回、自分が所属している保護者会にもアンケートを配布しましたが、結果を読んで、やはり差別というものは忘れられないものだと感じました。
- ・重度の障がいを持っている人は、常時おむつである場合が多いが、おむつ交換が出来る場所が本場に少ない。車いすトイレはあるが、おむつの交換台が無い。利用する人は限られるかもしれないが、それが無いと外出しづらいという現状があることを、多くの方に知ってもらいたいと思う。

- ・今回のアンケートは、自分が所属する事業所の職員に対しても配布した（約25名）。法の施行に関してもそうだが、法の趣旨や自分の仕事にどう取り入れるか等、そういったことを考え、意識してもらおうと思った。
- ・当事者の方々のことを思うと、「大変だな」と思うばかりだが、今回のアンケートで、自分自身の意識も変わったし、法の施行に向けて、今以上に変えていかなければならないと思った。
- ・新庁舎建設に関するパブリックコメントで、「障がい者に無償で場所を提供するな」というような意見が一件あった。こういう意見は決して少数派ではないのではないかと思う。PRや啓発の仕方についても、こちら側だけの都合で発信していくのは、まずいと感じている。より相互理解出来るような仕組みの中で、色々と考えなければならぬと思う。
- ・障がいを理由とする差別については、当事者本人だけでなく、その家族や家族関係者まで差別が及んでしまう。本人が差別と戦えないとき、家族や関係者が差別や偏見と戦ってきた。障がい者権利条約でいう、障がいのない人と平等な機会、生活というのは、もしかしたら家族も該当するのかなと考えることがある。
- ・今回のアンケートは自分が所属する家族会にも配布したが、回答があったほとんどの方が高齢者だった。老障介護は一般の高齢化問題とは違う。個別の事象として取り上げられなかったことは、ある意味差別ではないかと感じる。
- ・私は自身が所属する団体の役員20名にアンケートを配布しました。盲導犬の話や、バリアフリーの話など、少しずつ良くなっているという感想を持っていたのですが、集約されたアンケート結果を見ると、自分達の意識の低さや配慮が不足している点、視点のズレ等、色々と考えさせられました。
- ・今回のように、生の声や色んな意見を聞ける場が、自然な形でいつもあったら、どんなに良いのだろうと思いました。やはり直接聞くということは、自然に理解できる。私が所属する団体は数百人の会員がいますが、情報を伝達していけば、もっと色んなことが出来るかなと思います。
- ・障がい当事者は変わろうとしている中、世間も変わらなければならないが、職員教育等を通して支援者も変わらなければならない。それを強く感じました。
- ・専門家の視点から状態に応じた良いサービスを提供、またはアドバイスをしようとしても、なかなか理解してもらえないことがある。自分たちなりに言葉を尽くしているが、難しいと感じることがある。
- ・雇用の場面で、対企業の時に、差別または権利侵害を目にすることが多い。福祉の視点から、理解を求めるが、丁寧にやっても、お一人お一人に対し、職員が一人一人に対応するしかない状況だが、努力は続けていかなければならないと思う。また、当事者の目線や意見、実際どう思っているのか等を、しっかり拾っていきたいと思った。
- ・知的障がいをもっている子ども達も一人の青年です。当然、恋をするし、結婚をしたいと思うかもしれない。しかし、悩んだ結果、最終的に結婚は良いけど、子どもは作らないでねという親がととても多い。年頃になったらピルを飲ませる、入所施設に入る時に、子どもが出来ないように処置しました等、すごくショックな意見があった。今はそういう事は無いと思うが、今回のアンケートで、そういった状況があったという事を初めて知る機会となった。
- ・雇用の場面で障がいのある方について「全然普通だね」と言われることがある。実際に障がいのある人たちを理解してもらう為には、やはり実際に雇用してもらうしかないと思っている。一人一人が障がいを理解しようと思う気持ちがあれば、きっと色んなことが変わっていくと思う。



### 3. 藤沢市障がい者総合支援協議会委員名簿

No.	氏名	役職等	選出区分
1	天利 智子	藤沢市立白浜養護学校校長	教育機関の代表
2	安藤 清美	藤沢市手をつなぐ育成会会長	障がい児者関係団体の代表
3	五十嵐 紀子	社会福祉法人光友会理事長	障がい者福祉施設の代表
4	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	学識経験者
5	小川 陽	社会福祉法人藤沢育成会 湘南だいち施設長	専門部会の代表（権利擁護部会）
6	小川 菜江子	湘南地域就労援助センターセンター長	労働機関の代表
7	小野田奈穂子	藤沢市歯科医師会	歯科医師の代表
8	河原 雄一	社会福祉法人藤沢育成会 湘南セシリア施設長兼相談支援プラザ所長	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表
9	橘川 俊之	社会福祉法人県央福祉会 かたくりホーム	事業所連絡会の代表
10	木原 明子	藤沢市医師会理事	医師の代表
11	後藤 誠一	市民代表	公募
12	齊藤 祐二	社会福祉法人マロニエ会 湘南マロニエ所長	専門部会の代表 （重度障がい者支援部会）
13	櫻井 康則	NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会理事長	障がい児者関係団体の代表
14	澤口 修司	藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会委員	権利擁護ネットワーク連絡会の代表
15	島村 孝子	藤沢市肢体不自由児者父母の会会長	障がい児者関係団体の代表
16	杉浦 嘉昌	市民代表	公募
17	筒井 康弘	藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会	障がい者福祉施設の代表
18	戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり 総合施設長	精神障がい者地域生活支援連絡会の代表
19	船山 敏一	社会福祉法人藤沢ひまわり 藤沢ひまわり所長	専門部会の代表（就労進路支援部会）
20	宮谷 映美子	藤沢市学校教育相談センターセンター長	子ども発達支援連絡会議の代表
21	山崎 たか子	障がい者福祉対策部会企画部会長	民生委員児童委員協議会の代表
22	吉田 展章	社会福祉法人藤沢ひまわり 藤沢市地域生活支援センターおあしす所長	専門部会の代表（相談支援部会）
23	鷲見 寿子	藤沢市視覚障害者福祉協会会長	障がい児者関係団体の代表